平成31年1月7日 制定 平成31年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡大学病院長選考規程(以下「規程」という。)第4条第4項の規定に基づき、福岡大学病院長候補者選考会議(以下「候補者選考会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(任務)

- 第2条 候補者選考会議は、規程第4条第3項の規定に基づき、次の任務を行う。
 - (1) 福岡大学病院長候補者選考基準案を策定し、学長に提出すること。
 - (2) 福岡大学病院長候補者選考基準に基づき選考を行い、原則として3人の病院長候補者を学長に推薦すること。

(構成等)

- 第3条 候補者選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 副学長(学長が指名した者。以下同じ。)
 - (2) 医学部長
 - (3) 学部長(前号に掲げる者を除く。)のうちから学長が指名した文系、理系 各1人
 - (4) 医学研究科長
 - (5) 福岡大学病院長
 - (6) 福岡大学病院事務長
 - (7) 福岡大学病院看護部長
 - (8) 福岡大学病院診療部長会構成員のうちから互選により選出された教授 3人
 - (9) 学長が委嘱する学外有識者 3人
- 2 前項第9号の学外有識者は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第7条の3第2項に定める者以 外から選出する。
- 3 副学長は、候補者選考会議を招集し、その議長となる。
- 4 候補者選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。
- 5 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 議長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(候補適任者の除外)

- 第4条 選考の過程において、候補者選考会議の委員が病院長候補者となるべき適任者になったときは、 当該委員を辞するものとする。
- 2 学長は、前項の規定により委員に欠員が生じたときは、必要に応じ、教学協議会の議を経て補充することができる。

(庶務)

第5条 候補者選考会議の庶務は、庶務課が処理する。

(補則)

- 第6条 この規程に定めるもののほか、候補者選考会議に関し必要な事項は、別に定めることができる。 附 則
 - この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。